

千葉県告示第183号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項の規定により指定医療機関の指定を次のとおり更新したので、同法第24条の規定により告示します。

令和5年3月10日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団房総武田会 ながしまクリニック	千葉市緑区あすみが丘8-13-6	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで
医療法人社団汐風 きむら クリニック	千葉市美浜区真砂4-2-5 セ ザール検見川浜1階	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
アイン薬局 ペリエ千葉 エキナカ店	千葉市中央区新千葉1-1-1 ペリエ千葉エキナカ4階	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで
きらり薬局 若松町店	千葉市若葉区若松町545-9	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで
とまと薬局 千葉中央店	千葉市中央区亥鼻1-8-1	令和5年4月1日から 令和11年3月31日まで

【訪問看護事業者等】

名称	所在地	指定期間
訪問看護ステーションリ ハビリ道場天台	千葉市稲毛区天台4-2-26	令和5年9月1日から 令和11年8月31日まで